

件名 ミネソタ州における一部業種の職場復帰を認める発令について

ポイント

4月23日（木）、ウォルツ知事は、コロナウイルス対応および経済復興対応を継続するため、ミネソタ州の工業、製造業、事務職の一部で、計約10万人に職場復帰を認める Executive Order に署名し、27日に発効しました。これにより、4月27日（月）から、ミネソタ州の工業、製造業、事務職の一部（約10万人）の職場復帰が可能になるとしています。詳細は下記のリンクを御確認ください。

本文

4月23日（木）、ウォルツ知事は、コロナウイルス対応および経済復興対応を継続するため、ミネソタ州の工業、製造業、事務職の一部に職場復帰を認める Executive Order に署名し、27日に発効しました。

これにより、4月27日（月）から、ミネソタ州の農業、工業、事務職の一部で、計約8～10万人がガイドラインに従った上での職場復帰が可能になるとしています。なお、業務を再開する際には、以下を含む「COVID-19 対応計画」を策定することが義務付けられています。

- ・在宅勤務が可能な業務については、引き続き在宅勤務を継続すること
- ・病気の従業員については在宅を命じること
- ・適切な社会的距離を保った職場環境にすること
- ・衛生上問題のない職場環境にすること
- ・清潔を遵守し、感染防止策を作ること

この命令に故意に違反した者は、最大1,000ドルの罰金又は最長90日の禁錮刑が科される場合があります、従業員に違反を促した雇用主等には、最大3,000ドルの罰金または最

大1年未満の禁固刑が科される場合があるほか、地方検察官により、最大25,000ドルの民事罰などが追求される可能性があります。

本件についての詳細は、以下のリンクで確認ください。

<https://mn.gov/deed/newscenter/covid/safework/business/>

Executive Order 20-40

[https://mn.gov/governor/assets/E0%2020-40%20Final\\_tcm1055-429564.pdf](https://mn.gov/governor/assets/E0%2020-40%20Final_tcm1055-429564.pdf)

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400(24時間対応)(注) Fax: (312) 280-9568

Email: [ryojil@cg.mofa.go.jp](mailto:ryojil@cg.mofa.go.jp)

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。